控訴取り下げにあたっての声明

自衛隊イラク派兵違憲熊本訴訟原告団は、2008年12月9日に開いた原告団総会で、 福岡高裁への控訴を取り下げることを決議しました。これにより本年2月29に熊本地裁 で言い渡された第1審判決が確定します。

2003年3月、アメリカのブッシュ政権は嘘の理由をこじつけて、イラクへの侵略戦争に突入しました。フランス、ドイツ、ロシア、中国など主要国が開戦に反対するなかで、小泉政権は無条件に開戦を支持しました。さらに小泉政権はアメリカの要求に応えて、イラク特措法を成立させ、憲法9条に違反する戦場への自衛隊派兵に踏み込みました。

この憲法違反の自衛隊のイラク派兵に反対する運動が全国で巻き起こり、2004年1月の札幌を皮切りに、自衛隊イラク派兵差止訴訟が全国各地の裁判所に提起されました。本件訴訟は、最終的に全国の11地裁、12訴訟、原告数5000名を超えるという戦後最大の憲法訴訟となりました。熊本では2005年3月、原告47名で熊本地裁に提訴しました。その後、第2陣、第3陣と提訴を重ね、原告は75名に増えました。

熊本訴訟は原告と弁護団で協議し、なぜ熊本で裁判を闘うのかにこだわりました。まず 熊本市内には陸上自衛隊第8師団が駐屯しており、ここから多くの自衛隊員がイラクへ派 兵されることを踏まえ、陸自第8師団の派兵差し止めを請求しました。さらに自衛隊員を 家族に持つ方や、イラクで殺害された福岡の香田証生さんのご家族を直接支援された方な ど、イラク戦争で平和的生存権を侵害されている人たちの訴訟参加を目指しました。

また、熊本訴訟では、平和的生存権に関する証人として愛知大学大学院の小林武教授の証言を勝ち取ることが出来ました。この小林証言は、先に述べた熊本地裁判決(亀川清長裁判長)においても、「平和的生存権の具体化を試み、より積極的な憲法上の意義を付与せしめるものである点において、傾聴に値する」と評価するものでした。その直後の平成20年4月17日、航空自衛隊のイラク派兵が憲法9条1項に違反するとした名古屋高裁判決が出され、平和的生存権を具体的権利と認めたことを考えると、熊本地裁判決は、名古屋高裁判決に少なからぬ影響を与えたと評価することが出来ます。

熊本訴訟では、第1審判決を不服として、平成20年3月13日付けで、45名が控訴人となり福岡高裁に控訴しました。ところが、同年7月14日の控訴審第1回口頭弁論で第3民事部の西裁判長はわずか15分の意見陳述をもって結審を宣言し、判決日を同年10月6日に指定しました。このような最悪の訴訟指揮に、控訴人と支援者は抗議すると共に、8月からは弁論再開を求める署名や座り込みなどを行い、9月には福岡高裁前での行動に取り組みました。また、全国からも支援が寄せられ、集まった署名は2600筆を超えました。私達の弁論再開と判決期日変更の申し立てに対し、裁判所は、弁論再開こそ認めなかったものの、判決日を来年1月19日に延期するという決定をしました。私たち原告団はこの決定を評価し、さらなるたたかいを準備してきました。

そして、11月28日に政府はイラクに派兵されている自衛隊の年末までの撤退命令を下しました。これは違法なイラク戦争と自衛隊派兵の破綻を示すとともに、名古屋高等裁判所の違憲判断、さらには同判決を支持する圧倒的多数の国民世論を無視できなくなったことにほかなりません。しかし、アメリカに追随して国際世論に逆行し、国会による検証

もないまま, 航空自衛隊を派遣してきた政府の姿勢は憲法を無視したものに他ならず、絶対 に許せません。イラク戦争への加担の反省もなされないまま、さらにアフガンへの地上部 隊の派兵や、海外派兵を自由に行える派兵恒久法の制定が目論まれるなど、憲法違反の行 動を積み重ねようとする政府の動きに対して、私たちは名古屋高裁判決を武器にして、立 ち向かっていくことが求められています。

原告団総会では、すでに名古屋高裁判決が様々なところで使われ始めている実態、政府への違憲行為に対して、大きなブレーキの役割を果たしている事実を確認し、この判決を無傷のまま残し、平和と憲法の価値を余すところ無く宣言する金字塔として打ち立てることこそが、日本の将来にとっても極めて重要な意義があると確認しました。本日、私たちは、自衛隊がイラクから撤退したことを見届け、私達の裁判闘争がこの撤退を導く大きな力になったことを確信し、ここに控訴の取り下げを宣言します。

2008年12月24日

自衛隊イラク派兵違憲熊本訴訟原告団自衛隊イラク派兵違憲熊本訴訟弁護団